

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【公開番号】特開2016-30285(P2016-30285A)

【公開日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2014-154452(P2014-154452)

【国際特許分類】

B 2 3 K 26/342 (2014.01)

B 2 3 K 26/12 (2014.01)

【F I】

B 2 3 K 26/342

B 2 3 K 26/12

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ワークに向かってレーザ光を照射するとともに金属粉体を噴射するノズルと、

前記ノズルに貫通されるカバーであって、少なくとも前記ノズルの回りで、閉空間を形成するように前記ワークを覆うカバーと、

を備える、レーザ金属肉盛装置。

【請求項2】

前記カバーを貫通し、前記閉空間内に不活性ガスを供給するガス供給管をさらに備える、請求項1に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項3】

前記カバーは、前記ノズルの回りで前記ワークを覆うドーム状である、請求項1または2に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項4】

前記カバーは、前記ワークを収容する箱状である、請求項1または2に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項5】

前記カバーは、前記ワークを取り囲む、スリットが形成されたカバー本体と、前記スリットを塞ぐ、当該スリットに沿って摺動可能な摺動蓋であって、前記ノズルに挿通される挿通穴を有する摺動蓋と、を含む、請求項4に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項6】

前記レーザ金属肉盛装置は、前記ワークに環状の突起を形成するためのものであり、前記ワークを回転させる回転台をさらに備え、

前記スリットおよび前記摺動蓋は、前記ワークの回転中心を中心とする環状である、請求項5に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項7】

前記カバーは、前記ワークの外周側部分の周囲に閉空間を形成する、請求項6に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項8】

前記ワークは、テーパー状の周壁を有し、この周壁の内周面に前記環状の突起が形成される、請求項 6 または 7 に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項 9】

前記ワークは、チタン合金からなる、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のレーザ金属肉盛装置。

【請求項 10】

前記ノズルは、太さが一定の直線部と、前記直線部の先端から先細りとなるテーパー部を有し、

前記ノズルのテーパー部が前記カバーを貫通する、請求項 1 ~ 9 の何れか一項に記載のレーザ金属肉盛装置。